

# 平成30年度 静岡県ヘルスケアビジネスモデル構築・実証等事業委託の 企画提案募集要項

## 1 趣旨

静岡県では、民間事業者等による地域の実情に根ざしたヘルスケアビジネスモデルの創出を行うため、静岡県内で活動する民間企業・団体等を対象に公募による企画提案募集を行い、委託先を選定します。

## 2 事業概要

- (1) 事業名 静岡県ヘルスケアビジネスモデル構築・実証等事業
- (2) 事業主体 静岡県
- (3) 契約者 静岡県知事
- (4) 採用方式 公募での企画提案方式
- (5) 事業内容 5の「募集事業の内容等」のとおり
- (6) 契約期間 契約締結日～平成31年3月20日（水）
- (7) 委託価格の限度額 1,000千円（税込）

## 3 応募資格

- (1) 企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等（ただし、継続して事業を行う個人を含み、地方公共団体を除く。以下「民間団体等」という。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- (2) 静岡県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する民間団体等であり、静岡県ヘルスケア産業振興協議会（平成27年6月9日設立。以下「協議会」という。）の会員であること。または、委託契約締結までに協議会の会員となる意思を有していること。  
また、協力関係にある民間団体等が、同一内容を別々に重複して応募することはできない。  
※複数の主体による共同提案の場合、代表1者による応募とすること。なお、共同提案の場合、代表以外の共同提案者は協議会の会員となることを要しないが、代表団体が事業の全部を再委託することは認めない。

## 4 応募の制限

次のいずれかに該当する民間団体等は応募できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない民間団体等
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の民間団体等
- (3) 県税を滞納している民間団体等
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 応募団体等が次のアからキに該当する場合
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつ

- て暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする民間団体等

## 5 募集事業の内容等

### (1) 事業のテーマ

次のア又はイのいずれかのテーマに沿ったヘルスケアサービス（公的保険外の民間サービス）の実証事業とします。

なお、I o T等の先端技術の活用や医療・介護に係る専門家等の参画・連携により、利用者の健康への取組を支援するモデルを特に求めます。（該当するモデルは審査時に加点）

ア 地域における企業の従業員や地域住民の健康寿命延伸に資する事業

#### イメージ（例）

- ・ 地域内企業の従業員やその家族等に対し、健康への気づきをもたらし、継続的な疾病予防活動や生活習慣改善等への行動変容を促すサービスの創出
- ・ 健康無関心層に対して、地域内の観光資源を活用し、運動・栄養（食事）・休養等の分野における非日常体験を提供することにより、健康への気づきや日常生活における生活習慣病予防に向けた行動変容へのきっかけを与えるサービス（ヘルスツーリズム）

イ 高齢者の身体・認知機能低下の予防、介護度の進行抑制又は生活の質の向上に資する事業

#### イメージ（例）

- ・ 介護予備軍に対して、地域内の資源を活かした非日常体験を提供し、体を動かす機会の提供や生きがい・役割の創出等により社会参加を促すことで、高齢者の健康維持や介護予防に資するサービス
- ・ 高齢者やその家族が望む生活のサポート等を行うことで、高齢者の日常生活の質の向上をもたらし、その心身の健康に資するサービス

### (2) 委託事業の内容

次のすべての事業を行っていただきます。

ア ビジネスモデルの構築

- ・ 先進事例や市場ニーズに係る調査等を実施し、県内において幅広く展開が可能なヘルスケアサービスのビジネスモデル（現実的かつ継続的な収益モデル）を構築すること。なお、モデルには、健康状態や行動変容等の改善効果を検証するための仕組みを含めること。

イ ビジネスモデルに係るトライアルサービス（実証）の実施

- ・ 構築したビジネスモデルをもとに、一定期間、想定される利用者に対して、トライアルサービス（無料）の提供を実施すること。なお、トライアルサービスの対象利用者数は、有効な効果検証に足りる数を確保すること。

ウ 成果の検証及び報告

- ・ トライアルサービスの結果を踏まえ、利用者の健康状態や行動変容等の改善についての成果、収益性及び継続的なビジネス展開に向けての課題や調整事項等について検証後、報告書（全体版及び概要版）を作成し、提出すること。概要版については、県内他地域でも事業が展開できるよう、本事業に係る実証成果として、県ホームページ等に公開する。

報告書種類	ページ数	提出部数
全体版	A4 15～30ページ程度	紙媒体1部、電子媒体1部
概要版	A4 1～4ページ程度	紙媒体5部（審査委員に配布）、電子媒体1部

(3) 事業の要件

次のすべてを満たす事業とします。

- ア 静岡県内において実施すること。
- イ 地域の健康課題やニーズに対応した事業モデルであること。
- ウ 新規の工夫や課題解決に向けた提案事項が含まれていること。民間団体等が、既に事業化しているものを同様の内容で実施する場合は対象としない。ただし、既存の事業に新たなサービスを付加して提供するなど、事業を拡充する場合は対象とする。
- エ 現実的かつ継続的なビジネスの実施につながる提案であること。具体的には、産業創出に向けた事業性、収益性が検討され、トライアルサービス終了後における対価の獲得先を具体的に示し、現実的な課金システムを提案するとともに、提供するサービスに対して、安定した収入源が確保できる見通しが提案されていること。
- オ 県内他地域において、横展開可能かつ持続的な事業モデルの構築に適した事業であること。
- カ 本委託事業期間内に、同一の事業について、国や県等が助成する他の制度（補助金、委託費等）により重複して対象とされる事業でないこと。

(4) 事業の期間

ア 事業の開始

事業の開始時期は、委託契約の締結後となりますが、概ね平成30年9月中旬となります。なお、状況によっては前後する場合があります。

※契約・事業実施については、後記「10 契約及び業務実施にあたっての留意点等」参照

イ 事業の終了

事業終了は、平成31年3月20日（水）までとします。

(5) 対象となる経費

委託費の対象となる経費は以下のとおりですが、いずれの経費についても、内訳が事後確認できる必要があります。

区分	科目	主な内容
人件費	人件費	委託事業に直接従事する職員等の労務費 ※その者が委託事業に従事した業務量及び実際に支払われた賃金等に応じた費用とし、内訳が業務日報等や賃金台帳等により事後確認できること。 なお、無報酬の役員や職員の人件費は計上できない。
事業費	旅費	委員・講師等の旅費、職員等の出張旅費
	会議費	会議等の開催に係る費用（会議や機材の借料、お茶代等）
	謝金	委員・講師等の謝金
	借料	事業を行うために必要な機械器具等のレンタル・リース料等 ※ 事業に必要な機械・機器については、購入は避け、リース等により調達してください。
	外注費	受託者が直接実施できないもの、または適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレットなどの印刷製本に関する費用
	消耗品費	事業で使用する消耗品の購入費（取得費 3万円未満）
	賃金	事業を実施するために必要なアルバイト等の雇用費
	通信運搬費	郵便料、運送代等
	情報収集費	図書の購入費等
	その他諸経費	上記以外の費用であって、当事業の実施に必要であると県が認めるもの

※留意事項

- ・ 土地・建物の取得、施設や設備の設置改修、備品（3万円以上の物品等）の取得費、接待費や事業従事者の会食費等の個人消費的経費、本事業の用に供したことが証拠書類から特定できない経費は対象外です。

- ・ 本事業は、本来は県が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜性、効率性等に鑑みて民間団体等が委託契約に基づいて受託し、県に代わって実施するものです。民間団体等の利益相当分を委託費に含めて計上することは認められません。また、自社製品を本事業のために調達する場合には、自社の利益相当分を控除した原価相当額のみを委託費に計上してください。
- ・ 本事業において設計・開発されたサービスを、事業期間中に有料にて利用者に提供開始する場合は、その期間のサービス提供に係る費用は、委託費に計上できません。
- ・ 有料サービス提供前に行う、サービス設計・開発やそれに付随する検討作業、トライアルサービス（無料提供）の実施、有料サービスに関する利用者アンケート調査の実施等のために必要となる人件費・事業費については、本委託事業の範囲内となります。
- ・ トライアルサービス実施（無料提供）に並行して一部有料サービスを実施する場合、有料サービス実施に係る事業費については、委託費に計上できません。この場合、有料サービス実施における効果検証（利用者アンケート実施、課題抽出のための調査）等に係る人件費・事業費は委託費内で計上可能です。
- ・ トライアルサービス実施（無料提供）に際して、実費費用の一部を利用者から徴収することは差し支えありませんが、実費の徴収を行う部分に相当する費用は委託費に計上できません。また、徴収した金額を民間団体等の売上高として計上することも避けてください。
- ・ 有料サービスの提供に係る費用及び実費の徴収を行う部分に相当する費用は本委託事業経費の対象外となりますが、収支及び利用者数等の結果は、報告をしていただきます。
- ・ 有料サービス等については、別紙「有料サービス提供に係るイメージ」を御参照ください。
- ・ 契約締結日以降に発生（発注）し、契約期間中に支払を完了した経費のみが計上できます。ただし、人件費は、契約期間中に委託事業に従事した実績に基づき契約期間終了後に支払われたものも対象とします。なお、支払方法は、原則として銀行振込みとしてください。

## 6 委託費

1件あたり上限1,000千円

採択件数：2件程度

委託金額は、消費税込みとします。具体的な金額及び採択件数については、応募状況・事業内容により変動することがあります。

## 7 募集方法及び説明会について

募集は、本募集要項を県商工振興課ホームページに掲載することにより行います。募集要項は、ホームページからダウンロードしてください。県商工振興課でも募集要項を配布します。

### ○ 県商工振興課ホームページへの掲示時期

平成30年7月17日(火)～8月17日(金)まで

ホームページURL <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/index.html>

### ○ 県商工振興課での配布

平成30年7月17日(火)～8月16日(木)まで(土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

### ○ 公募説明会

開催しません。

ただし、平成30年8月6日(月)の下記講演会における静岡県報告の時間内で、概要のみ説明します。

<講演会 「平成30年度 第1回 ヘルスケアビジネス講演会『ヘルスケア産業の動き』」

日 時 平成30年8月6日(月) 午後1時30分から午後4時まで

※静岡県説明時間：午後3時30分頃からを予定

場 所 レイアアップ御幸町ビル6階6-D会議室(静岡市葵区御幸町11-8)

参加申込 事前に静岡県商工振興課までメール又はFAXにより申し込んでください。

※電子メール：ssr@pref.shizuoka.lg.jp FAX：054-221-3216

※申込用紙は県商工振興課ホームページからダウンロードしてください。

## 8 応募手続き等

応募書類を5部（1部原本、4部写し）、持参又は郵送により提出してください。電子メール、ファックスによる提出は認めません。

### (1) 応募書類

- ア 応募申込書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 経費積算書（様式3）
- エ 会社概要等（パンフレット・定款等、民間団体等が実施している事業の概要が分かるもの）
- オ 直近2年の決算書（貸借対照表及び収支計算書）  
（個人事業主の場合は、青色申告書又は白色申告書等、税務署に提出している書類の写し）

### (2) 提出期限

平成30年8月17日（金）午後5時まで （必着）

### (3) 提出先

静岡県 経済産業部 商工業局商工振興課商工振興班  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階 電話 054-221-2990

### (4) 応募に係る留意事項

#### ア 応募件数

一つの民間団体等につき、1提案とします。

#### イ 募集要項の承諾

応募民間団体等は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### ウ 応募民間団体等の失格

応募した民間団体等が次の事項に該当した場合には、失格とします。

- （ア）募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- （イ）応募書類に虚偽の記載をした場合

#### エ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しません。

#### オ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、有識者に閲覧させることがあります。  
また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。

#### カ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

#### キ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する民間団体等の負担とします。

#### ク 応募書類の取り扱い

提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となります。

### (5) 応募に関する質問と回答

応募に関する質問は書面により受け付けます。口頭（電話）による質問は受け付けません。

ただし、平成30年8月6日（月）開催の講演会の場に限り、可能な範囲で質疑応答を受け付けます。（「7 募集方法及び説明会について - ○公募説明会」の項目を参照）

#### ア 受付期間：平成30年8月15日（水）午後5時まで

#### イ 受付方法：「質問書（様式4）」に記入のうえ、電子メール又はFAXにより下記まで送付すること。

#### ウ 送付先：電子メール：ssr@pref.shizuoka.lg.jp（FAX 054-221-3216）

#### エ 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時、県商工振興課ホームページに掲載します。

なお、募集要項の内容と質問に対する回答の内容に相違がある場合には、質問に対する回答をもって募集要項に変更があったものとします。

## 9 審査

審査は、書面審査及びプレゼンテーション審査の2段階により行います。

### (1) 書面審査

- ・ 応募資格を満たすこと、必要な書類が添付されていること及び提案内容が本募集要項5の「募集事業の内容等」に即していることを、事務局が提出された書面により審査します。
- ・ 書類審査の適否については、全応募者に対して電話又はメールにより連絡します。

### (2) プレゼンテーション審査

応募者が、企画内容等について審査委員に説明し、審査を受けるプレゼンテーション審査を行います。

なお、詳細な日時、場所等については、個々の応募者に対し、後日、連絡します。

ア 日 時 平成30年8月下旬～9月上旬（予定）

イ 場 所 静岡県庁内会議室（予定）

ウ 審査項目 次の事項等を審査基準とする。

項目	審査基準
1 事業の実効性	① 地域の健康課題やニーズに対応しているか。
	② 選択したテーマに対応した提案であるか。
	③ 県内他地域において、横展開可能かつ持続的な事業モデルの構築に適した事業であるか。
2 事業の実行力	① 事業を実施するに当たり十分な実施体制か。
	② 事業を実施するに当たり十分な経営基盤を有するか。
	③ 事業実施スケジュールに無理はないか。
3 事業内容	① 新規の工夫や課題解決に向けた提案事項が含まれているか。（既存事業の拡充を含む。）
	② 現実的かつ継続的なビジネスの実施につながる収益モデルの構築に係る提案であるか。 具体的には、産業創出に向けた事業性、収益性が検討され、トライアルサービス終了後における対価の獲得先を具体的に示し、現実的な課金システムを提案するとともに、提供するサービスに対して、安定した収入源が確保できる見通しが提案されているか。
	③ 利用者の健康状態や行動変容等の改善効果を検証するための仕組が含まれているか。また、検証の方法等は適切か。
	④ トライアルサービス（実証）の方法や対象者数は適切か。
4 経費見積りの妥当性	① 事業内容に見合った経費見積りがされているか。
	② 事業費の積算は適切か。
5 加点項目	① I o T等の先端技術の活用により、利用者の健康への取組を支援するモデルである。
	② 医療又は介護分野の専門家等の参画・連携により、利用者の健康への取組を支援するモデルである。

### (3) 審査結果の通知及び公表

委託候補に選定された提案事業及び提案団体等について、県商工振興課のホームページへの掲載等により公表する（平成30年9月中旬を予定）とともに、当該公表日以降速やかに全応募者に対して、審査結果を通知します。

## 10 契約及び業務実施にあたっての留意点等

- (1) 委託候補事業の内容等について、提案団体と県で協議の上、仕様書等を作成し、見積もりを徴した後、県が設定する予定価格の範囲内で契約を締結します。
- (2) 受託事業者は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を統括する責任者を1名配置し、事

業の進捗状況等について、定期的に県と調整を行っていただきます。

- (3) 受託事業者は、委託事業の経理を他の経理と明確に区分して会計処理を行う必要があります。
- (4) 受託事業者は、事業終了後、実証の成果について、県が実施する報告会等における発表や各種広報における紹介、PR等に協力していただきます。県は、成果報告書及び報告会における発表の内容について、受託事業者の承諾なくその他事業に活用できるものとします。
- (5) 受託事業者は、個人情報等の取り扱いに関して、万全の対策・運用方法を講じていただきます。
- (6) 受託事業者は、事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておく必要があります。

#### <お問い合わせ先>

静岡県 経済産業部 商工業局商工振興課商工振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話 054-221-2990 F A X : 054-221-3216

(土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

電子メール : [ssr@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:ssr@pref.shizuoka.lg.jp)

ホームページ : <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/index.html>